

三鷹市市民農園

利用の手引き



• 管理・運営（受託）

特定非営利活動法人 花と緑のまち三鷹創造協会

〔大沢ふるさとセンター〕 電 話：0422-33-1835（定休日:水）

※市民農園窓口 FAX：0422-33-1852

〔事務所〕 電 話：0422-46-2081（定休日:土日祝）

FAX：0422-46-2084

• 三鷹市担当部署

生活環境部都市農業課

電 話：0422-29-9616（定休日：土日祝）

FAX：0422-29-9796

【も く じ】

- 1 利用期間
- 2 設置目的
- 3 農園の設置
- 4 農園の利用資格
- 5 農園の管理運営
- 6 農園の開園時間
- 7 利用できる区画
- 8 農園利用のルール
 - (1) 一般事項
 - (2) 栽培について
 - (3) 農薬について
 - (4) ゴミについて
 - (5) 農具について
 - (6) 共用部分（トイレ、ベンチ、通路等）について
 - (7) その他禁止事項
- 9 農園の利用承認の取り消し
- 10 利用区画の返還について
- 11 利用料について

【こんな場合は、ご連絡を！】

1 利用期間

令和7年4月1日から令和10年1月31日まで
※3年目は、1月31日までとなるので、ご注意ください。

2 設置目的

三鷹市市民農園（以下「農園」という。）は、市民の皆様が農とのふれ合いを通して農業への理解を深めていただくことを目的に設置しています。

3 農園の設置

(1) 市が農地所有者から土地をお借りし、次の農園を設置しています。

農園名	住所
大沢市民農園	大沢二丁目11番
井口市民農園	井口五丁目8番
上連雀七丁目第1市民農園	上連雀七丁目18番
上連雀七丁目第3市民農園	上連雀七丁目10番
牟礼一丁目市民農園	牟礼一丁目14番
牟礼二丁目市民農園	牟礼二丁目1番

(2) 一般向け区画と高齢者向け区画

各区画面積は次のとおりです。

区画種別	区画面積
一般向け区画	20 m ²
高齢者向け区画	10 m ²

一部の農園に、一般向けと高齢者向けの両方の区画を配置しています。配置数は、募集要項のとおりを予定数としますが、実際の応募数に応じて区画の配置数を調整する場合があります。

4 農園の利用資格

三鷹市内に住所を有し、農園を適正に利用できる方

なお、高齢者向け農園を利用できるのは、農園利用開始時の年齢が60歳以上の方に限ります。

5 農園の管理運営

農園の管理運営は、市が特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会（以下「協会」という。）に業務を委託し実施しています。

6 農園の開園時間

農園	利用時間
大沢・井口	日の出～日没
上記以外の4園	4月～9月 午前8時～午後7時 10月～3月 午前8時30分～午後5時

時間厳守で
お願いします！



7 利用できる区画

三鷹市市民農園利用承認書に記載された区画が利用できます。

8 農園利用のルール

(1) 一般事項

- ・利用区画以外での耕作は行わないでください。
- ・原則として利用者本人が耕作してください。
ただし、本人が体調不良等の場合は、一時的に同一世帯員が代理で耕作することが可能です。
- ・農園内は禁酒・禁煙です。
- ・農園に隣接する公道も、三鷹市受動喫煙防条例により禁煙です。
- ・開園時間外の利用はできません。
- ・自転車は、農園内に駐輪してください。
- ・農園の周りは住宅地です。話し声など近所迷惑にならないようにお願いします。
- ・雑草は除草してください。雑草が茂ると種が飛散するため、被害が拡大し、ご自分の区画だけの問題ではなくなります。
- ・利用区画に面している通路の草とりは、利用者同士で駆除と処分をお願いします。
- ・使用済み苗ポットなどは、強風などで区画外に散乱しないように保管して下さい。
- ・同一世帯で複数の区画利用や他農園との重複利用はできません。

ルールを守って
利用しましょう。

(2) 栽培について

- ・野菜、花の栽培に限定します。ただし、菊類及びキクイモは根が強く張るためご注意ください。
- ・周囲の栽培の迷惑となる作物や方法での栽培は十分に注意し、考慮してください。
- ・農園を利用する際、他の利用者の区画に立ち入らないでください。ご自身の区画内に、作業用の通路を確保してください。隣接する区画に足を踏み入れながら作業することはしないでください。
- ・気候や病害虫等の自然環境の変化に関しては、市及び協会では対応はできません。

(3) 農薬について

- ・原則として、農薬散布は禁止です。やむを得ず散布する場合は、他区画や近隣住民の方々に迷惑が掛からないようにしてください。

(4) ゴミについて

- コンポストなどの設置はできません。
- 不要資材、収穫後の葉茎、除草した雑草等は、農園内に放棄したり、農園外に不法投棄したりせず、自宅に持ち帰り、各家庭で処分してください。
- 自宅のごみなど、農作物栽培に必要としない物を持ち込まないで下さい。

(5) 農具について

- 農具置場にある道具は園内でご自由に使用できますが、数に限りがありますので、各自で移植ごてや小さなジョウロ等をご用意されることをおすすめします。
- ご使用後の農具は必ず、泥を落としてからご返却ください。直接流して洗うと土が排水管に詰まり故障の原因となりますので、おやめください。

農園の農具を使ったら、必ず元の場所に戻しましょう。



(6) 共用部分（トイレ、ベンチ、通路等）について

- 共用部分での物の設置又は放置、作物の栽培等、利用者の通行又は活動の妨げとなるような行為は行わないでください。

(7) その他禁止事項

- 建物及び工作物を設置すること。
- 営利を目的とした行為又は農作物を栽培すること。
- 利用承認を受けた農園區画を第三者に転貸すること。
- 自動車で来園するなど、近隣住民及び他の利用者の迷惑となる行為を行うこと。
- 備え付けの農具又は資材を故意に破損したり持ち帰ったりすること。
- 耕土を搬出すること。
- 農園内でたき火など行うこと。
- その他農園の運営に支障となること。

利用者がお互い気持ち良く利用するため、農園の管理運営にご協力をよろしくお願いします。

9 農園の利用承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消す場合があります。

- (1) 前項の【農園利用のルール】を守らなかったとき。
- (2) 利用申込みに虚偽又は不正があったとき。
- (3) 指定された区画を正当な理由なく、2か月以上耕作放棄の状態のとき。
- (4) 農園の利用資格を失ったとき。
- (5) 他の利用者などに迷惑行為を行ったとき。
- (6) 2年目、3年目の利用料の納付が、指定期日までになかったとき。



10 利用区画の返還について

- (1) 期間途中で利用を止める場合は、速やかに協会へ連絡し、区画を原状に回復してください。次の利用者の妨げにならないよう、雑草や作物は残さず、資材類も持ち帰ってください。
- (2) 相続の発生等により農地を所有者に返還するため、農園として利用できなくなる場合は、区画の使用を中止し、返還していただきます。

11 利用料について

(1) 区画利用料

開始期	利用開始期日	利用料（年額）	
		一般向け区画	高齢者向け区画
第1期	4月1日	12,000円	4,000円
第2期	4月2日～6月30日	8,000円	3,000円
第3期	7月1日～9月30日	5,000円	2,000円
第4期	10月1日～12月31日	2,000円	1,000円
第5期	1月1日～3月31日	無料	無料

※一度納付された利用料は返還できませんのでご了承ください。

※利用期間の最終年度の第5期は、新たな利用者の募集を行いません。

(2) 高齢者向け区画 住民税非課税の方の利用料免除について

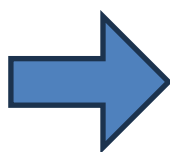
高齢者向け区画は、世帯員全員の市民税等が非課税の場合、利用区画の決定後、指定された期日までに次の2点の書類の提出により、1年目の利用料が免除されます

- ・ **世帯全部が記載されている住民票の写し(市民課等にて取得)**
- ・ **住民票の写しに記載されている世帯員全員分の「市民税・都民税非課税証明書(令和6年度)」(市民税課等にて取得)**

こんな場合は、ご連絡を！



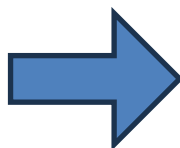
- 農具が破損している
 - トイレが故障している
 - 水道の調子がおかしい
 - 園内の樹木が倒れて危ない
 - 害虫が大量発生している
- など、農園内設備について



大沢ふるさとセンター
(水休)

☎ 0422-33-1835
携帯：080-9542-2453

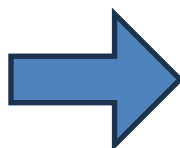
- しばらく農園利用を休む
 - 住所や電話番号が変わった
 - 利用を止めたい
- など、農園の事務手続きについて



花と緑のまち三鷹創造協会
(土日祝休)

☎ 0422-46-2081

- 市民農園の閉鎖、新設について
 - 利用料の入金確認について
- などの、農園の施策と出納について



三鷹市 都市農業課
(土日祝休)

☎ 0422-29-9616